

議案第 34 号

三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例の制定に
ついて

三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、長期にわたり勤続した本市の非常勤嘱託員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員で、勤務時間が1週間当たり29時間以上である者をいう。以下「職員」という。）の功労に報いるために支給する長期勤続退職報酬（以下「退職報酬」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(退職報酬の支給要件)

第2条 任命権者は、職員のうち勤続期間が5年以上の者（勤続満20年以上をもって本市、国又は他の地方公共団体（これに準ずる団体を含む。）を退職した者、民間企業を定年等により退職した者、医師、過去に本市から退職報酬を支給されたことがある者及び任用条件確認書において特別の定めをした者を除く。）が次の各号に掲げる事由のいずれかにより退職したときは、その者（第2号に掲げる事由による退職の場合にあっては、その者の遺族）に対し、退職報酬を支給するものとする。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て、任命権者の承認があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 嘱託期間が満了したとき。
- (4) 制度の改廃又は事業の縮小により廃職又は過員が生じたとき。
- (5) 心身の故障等のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (6) その他任命権者の承認があったとき。

(退職報酬の支払)

第3条 退職報酬は、職員が退職した日の属する月の翌月末までに職員の指定する金融機関口座に振り込んで支給するものとする。ただし、前条第2号に掲げる事由により退職した者に対する退職報酬の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 任命権者は、退職報酬の裁定に必要と認めるときは、職員の履歴等の参考資料の提出を求めることができる。

(退職報酬の額)

第4条 退職報酬の額は、退職した日の属する月の基礎報酬月額に別表の左欄に掲げる勤続期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第5条 退職報酬の算定の基礎となる勤続期間の計算は、満60歳に達する日の属する年度の末日までの期間を限度として、職員として引き続いた在職期間によるものとする。

- 2 前項の在職期間は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間とする。
- 3 職員が第2条各号に掲げる事由のいずれかにより退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び職員となったときは、その者は、前項の規定による在職期間の算定に当たり、引き続いて在職したものとみなす。ただし、退職の前後で任命権者が異なる場合及び競争試験を経て再び職員となった場合は、この限りでない。
- 4 在職期間のうち、任命権者が付与する育児休業、介護休暇若しくは療養休暇の取得又は欠勤等により、その月の全日数にわたって勤務しなかった期間（以下「欠務期間」という。）があったときは、当該欠務期間の2分の1に相当する期間を、前各項の規定により算定した在職期間から除算するものとする。ただし、欠務期間が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位等)

第6条 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職報酬を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位に

より、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職報酬の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職報酬を等分して当該各遺族に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この条例の規定による退職報酬の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職報酬の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報酬の支給の制限)

第7条 任命権者は、退職した職員のうち、在職期間中に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、退職報酬を全額支給することが社会通念上適切でない認められる者に対しては、支給する退職報酬を減額し、又は退職報酬を支給しないことができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 法令（条例等を含む。）に違反した場合

(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(4) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

(5) その他不適切な行為があった場合

2 任命権者は、職員が第2条各号に掲げる事由のいずれかにより退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職報酬を支給しないものとする。ただし、退職の前後で任命権者が異なる場合、競争試験を経て再び職員となった場合及び任用条件確認書において特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、退職報酬の支給の制限については、兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号。以下「退職手当条例」という。）第14条の3第2項（第2

号を除く。)、第4項、第5項(第2号を除く。)、第7項及び第10項、同条例第14条の4第1項の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第14条の3第2項中「退職をした者」とあるのは「退職をした職員」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職報酬」と、「組合長」とあるのは「任命権者」と、同項第1号中「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「懲戒免職等処分機関」とあるのは「任命権者」と、「組合長」とあるのは「任命権者」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項(第2号を除く。)」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職報酬」と、「組合長」とあるのは「任命権者」と、同条第5項中「組合長」とあるのは「任命権者」と、「第1項又は第2項」とあるのは「第2項(第2号を除く。)」と、「次の各号」とあるのは「第1号又は第3号」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、同項第3号中「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、同条第7項中「前2項」とあるのは「第5項(第2号を除く。)」と、「組合長」とあるのは「任命権者」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職報酬」と、同条第10項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「退職手当条例第14条の2第2項及び第3項」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、退職手当条例第14条の2第2項中「組合長」とあるのは「任命権者」と、「前項」とあるのは「退職手当条例第14条の3第2項(第2号を除く。)及び第5項(第2号を除く。)」と、同条第3項中「組合長」とあるのは「任命権者」と読み替えるものとする。」と、第14条の4第1項中「退職をした者」とあるのは「退職をした職員」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職報酬」と、「組合長」とあるのは「任命権者」と、同項第1号中「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、同項第3号中「懲戒免職等処分機関」とあるのは「任命権者」と読み替えるものとする。

(権利の譲渡禁止)

第8条 退職報酬を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 前項の規定に違反したときは、任命権者は、その者に対する退職報酬の支給を差し止めることができる。

(退職報酬の返納)

第9条 任命権者は、第2条各号に掲げる事由のいずれかにより退職した職員に対し退職報酬を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職報酬の額に相当する額の全額を

返納させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、退職報酬の支給について必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月31日から施行する。

(平成9年3月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した者に対して支給された金員の取扱い)

2 平成9年3月31日から平成29年3月30日までの間に職員が退職したことによりその者に支給されたその退職に係る金員は、この条例の規定により支給された退職報酬とみなす。この場合において、別表は、次の各号に掲げる職員が退職した期間の区分に応じ、当該各号の表のとおり読み替えるものとする。

(1) 平成9年3月31日から平成14年3月29日まで

勤続期間	割合
5年以上6年未満	1.00
6年以上7年未満	1.20
7年以上8年未満	1.40
8年以上9年未満	1.60
9年以上10年未満	1.80
10年以上11年未満	2.00
11年以上12年未満	2.30
12年以上13年未満	2.60
13年以上14年未満	2.90
14年以上15年未満	3.20
15年以上16年未満	3.50
16年以上17年未満	3.80
17年以上18年未満	4.10
18年以上19年未満	4.40
19年以上20年未満	4.70

20年以上21年未満	5.00
21年以上22年未満	5.20
22年以上23年未満	5.40
23年以上24年未満	5.60
24年以上25年未満	5.80
25年以上	6.00

(2) 平成14年3月30日から平成17年3月29日まで

勤続期間	割合
5年以上6年未満	1.00
6年以上7年未満	1.20
7年以上8年未満	1.40
8年以上9年未満	1.60
9年以上10年未満	1.80
10年以上11年未満	2.00
11年以上12年未満	2.37
12年以上13年未満	2.74
13年以上14年未満	3.11
14年以上15年未満	3.48
15年以上16年未満	3.85
16年以上17年未満	4.22
17年以上18年未満	4.59
18年以上19年未満	4.96
19年以上20年未満	5.33
20年以上21年未満	5.70
21年以上22年未満	6.00
22年以上23年未満	6.30
23年以上24年未満	6.60
24年以上25年未満	6.90
25年以上	7.20

(3) 平成17年3月30日から平成20年3月30日まで

勤続期間	割合
5年以上6年未満	1.00
6年以上7年未満	1.20
7年以上8年未満	1.40
8年以上9年未満	1.60
9年以上10年未満	1.80
10年以上11年未満	2.00
11年以上12年未満	2.45
12年以上13年未満	2.90
13年以上14年未満	3.35
14年以上15年未満	3.80
15年以上16年未満	4.25
16年以上17年未満	4.70
17年以上18年未満	5.15
18年以上19年未満	5.60
19年以上20年未満	6.05
20年以上21年未満	6.50
21年以上22年未満	6.80
22年以上23年未満	7.10
23年以上24年未満	7.40
24年以上25年未満	7.70
25年以上	8.00

(4) 平成20年3月31日から平成23年3月30日まで

勤続期間	割合
5年以上6年未満	1.00
6年以上7年未満	1.32
7年以上8年未満	1.64
8年以上9年未満	1.96
9年以上10年未満	2.28
10年以上11年未満	2.60

11年以上12年未満	3.05
12年以上13年未満	3.50
13年以上14年未満	3.95
14年以上15年未満	4.40
15年以上16年未満	4.85
16年以上17年未満	5.30
17年以上18年未満	5.75
18年以上19年未満	6.20
19年以上20年未満	6.65
20年以上21年未満	7.10
21年以上22年未満	7.40
22年以上23年未満	7.70
23年以上24年未満	8.00
24年以上25年未満	8.30
25年以上	8.60

(5) 平成23年3月31日から平成26年3月30日まで

勤続期間	割合
5年以上6年未満	1.00
6年以上7年未満	1.40
7年以上8年未満	1.80
8年以上9年未満	2.20
9年以上10年未満	2.60
10年以上11年未満	3.00
11年以上12年未満	3.40
12年以上13年未満	3.80
13年以上14年未満	4.20
14年以上15年未満	4.60
15年以上16年未満	5.00
16年以上17年未満	5.45
17年以上18年未満	5.90

18年以上19年未満	6.35
19年以上20年未満	6.80
20年以上21年未満	7.25
21年以上22年未満	7.70
22年以上23年未満	8.15
23年以上24年未満	8.60
24年以上25年未満	9.05
25年以上	9.50

別表（第4条関係）

勤続期間	割合
5年以上6年未満	1.00
6年以上7年未満	1.45
7年以上8年未満	1.90
8年以上9年未満	2.35
9年以上10年未満	2.80
10年以上11年未満	3.25
11年以上12年未満	3.70
12年以上13年未満	4.15
13年以上14年未満	4.60
14年以上15年未満	5.05
15年以上16年未満	5.50
16年以上17年未満	5.95
17年以上18年未満	6.40
18年以上19年未満	6.85
19年以上20年未満	7.30
20年以上21年未満	7.75
21年以上22年未満	8.20
22年以上23年未満	8.65
23年以上24年未満	9.10
24年以上25年未満	9.55

25年以上	10.00
-------	-------